

平成19年5月23日
消 防 庁**東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等の策定並びに東海地震
及び首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の改訂**

緊急消防援助隊は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため創設されました。

緊急消防援助隊として必要な部隊や出動計画等については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)に規定しています。

基本計画において、特に東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震等の大規模災害については、2以上の都道府県に及ぶ著しい被害が想定され、消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うため、消防庁長官が特別の出動計画を策定することとしております。

本年3月に中央防災会議幹事会において、東南海・南海地震の被害想定に基づく具体的な活動計画が申し合わされたことを踏まえ、今般、消防庁では緊急消防援助隊の効果的かつ迅速な運用を図るため、[東南海・南海地震](#)における緊急消防援助隊運用方針及び同アクションプランを新たに策定いたしました。

また、平成15年12月に策定した[東海地震](#)及び[首都直下地震](#)におけるそれぞれの緊急消防援助隊運用方針並びに同アクションプランについても、平成19年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえ、部隊数等について所要の改訂を行いました。

1 新たに策定した緊急消防援助隊運用方針等

- (1) 東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針
- (2) 東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

2 東海地震及び首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の改訂概要

- (1) 最新の緊急消防援助隊の登録状況及び資機材の整備状況等を考慮し、別表の部隊数等を変更した。
- (2) 消防庁ヘリコプターの配備を受け、発災時の対応についてその任務を示した。

【連絡先】

総務省消防庁応急対策室 門倉、結城
TEL : 03-5253-7527
FAX : 03-5253-7537

緊急消防援助隊とは

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設されました。

総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定、それに基づき、消防庁長官が部隊を登録しています。（平成20年度までの登録目標、4,000隊）

—実災害での活動実績から、さらなる迅速・的確な広域対応体制の拡充の必要性を認識—

平成16年7月 福井豪雨



平成16年新潟県中越地震（長岡市妙見堰）



平成17年JR西日本福知山線列車事故



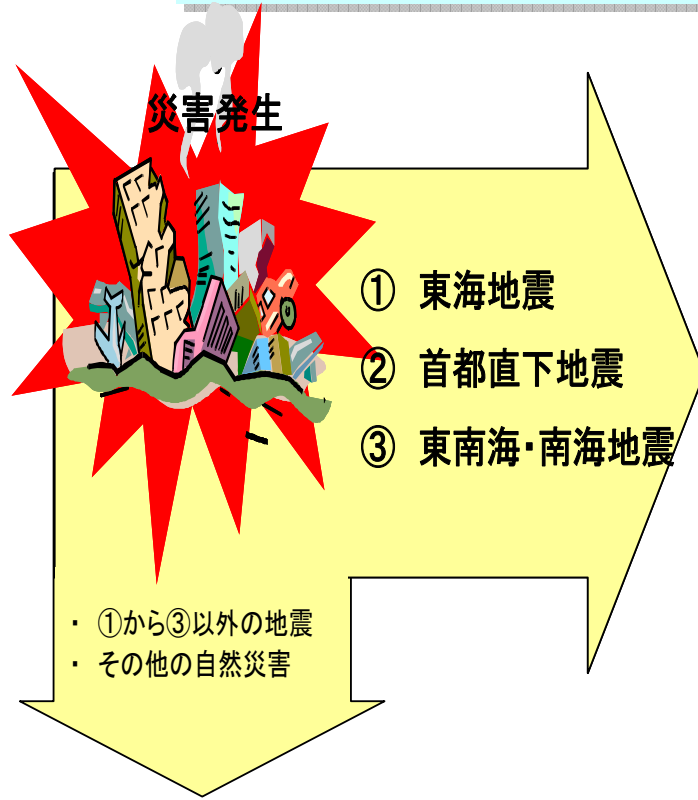
※ 過去の出動実績⇒19災害（うち法制化以降は9災害に、延べ1,649隊、6,662人が出動）

緊急消防援助隊の各部隊の概要

平成19年4月1日現在

指揮支援部隊	28隊	ヘリコプター等により迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う
(都道府県隊)		
都道府県隊指揮	107隊	都道府県隊を統括し、その活動の管理を行う
消火部隊	1,435隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う
救助部隊	347隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を行う
救急部隊	865隊	高度救命用資機材を備え、救急活動を行う
後方支援部隊	392隊	各部隊の活動を支援するために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う
航空部隊	69隊	消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う
水上部隊	19隊	消防艇を用いて消防活動を行う
特殊災害部隊	260隊	毒劇物等災害、大規模危険物災害等特殊な災害に対応するための消防活動を行う
特殊装備部隊	325隊	水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う
計	3,751隊 (重複除く)	

緊急消防援助隊の出動計画



適用基準

各アクションプランに基づく対応

【① 東海地震】

- 1 東海地震に係る注意情報発表
- 2 東海地震に係る警戒宣言発令
- 3 1, 2の場合に強化地域8都県中1の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合
- 4 想定震源域内を震源とし、強化地域8都県中2以上の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

【② 首都直下地震】

被災想定4都県中2以上の都県で震度6弱(特別区、政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

【③ 東南海・南海地震】

想定震源域内を震源とし、緊急消防援助隊出動対象県6県中2以上の県で震度6弱(政令指定都市は震度5強)以上の地震が発生した場合

基本計画に基づく対応

【指揮支援隊】

- 1 全国を8ブロックに分け、各5～7の指揮支援隊を指定
- 2 各指揮支援隊から、指揮支援部隊長を1隊指定
- 3 災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県】

- 1 被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
- 2 第1次出動都道府県で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、5～7航空隊を指定
- 2 災害発生地及び災害規模等及び運行可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請を行う

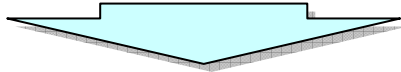
【出動準備航空部隊】

- 1 被災想定都道府県に対し、11～14航空隊を指定
- 2 第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要について

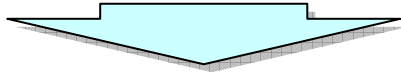
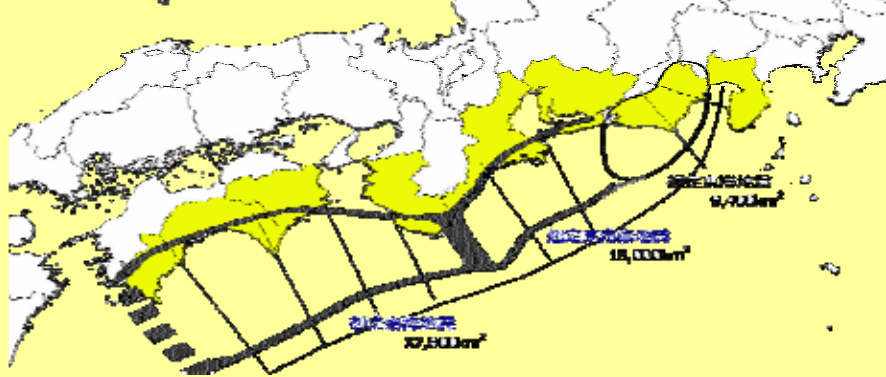
〔想定する地震災害〕

- 想定ケース 東南海地震と南海地震の同時発生
※中央防災会議「東南海・南海地震に関する専門調査会」による想定震源域
- マグニチュード 8.6
- 被災地域 21都府県
- 全壊棟数(最大ケース) 645,000棟
- 死者数(最大ケース) 21,000人
中央防災会議「東南海・南海地震に関する専門調査会」資料による



〔適用基準〕

- 想定震源域内を震源とし、出動対象6県中2以上で震度6弱(特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合



〔運用方針〕

- 指揮支援隊による先行調査
- 6県(静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県)を出動対象
- 陸路のほか、フェリー、自衛隊機等による出動も考慮
- 航空部隊は全部隊の全国的な運用

● 応援計画

受援県	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	高知県
第一次応援 12都府県	千葉県 山梨県	東京都 石川県	埼玉県 富山県	神奈川県 福井県	島根県 佐賀県	鳥取県 福岡県
第二次応援 (7県)	宮城県	群馬県 新潟県	栃木県		長崎県	熊本県 鹿児島県
第三次応援 6県	茨城県、岩手県、青森県、山形県、秋田県、福島県					
第四次応援 16道府県	北海道、沖縄県 ※長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県					

※ 推進地域を有する府県

東南海・南海地震における緊急消防援助隊の出動イメージ

